

行政事業レビューシート (文部科学省)

予算事業名	日本オリンピック委員会補助	事業開始年度	平成2年度	作成責任者		
担当部局庁	スポーツ・青少年局	担当課室	競技スポーツ課	競技スポーツ課長 声立 訓		
会計区分	一般会計	上位政策	我が国の国際競技力の向上			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	スポーツ振興法(昭和36年法律第141号) 第20条第3項	関係する計 画、通知等	スポーツ振興基本計画 (平成12年9月13日策定、平成18年9月21日改定)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度 以内)	スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)の規定に基づき、我が国のトップレベル競技者の育成・強化を図り、スポーツ振興に寄与することを目的とする財団法人日本オリンピック委員会に対し、選手強化事業及び国際交流事業に必要な経費の一部を補助し、もって、我が国の国際競技力の向上に寄与する。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	財団法人日本オリンピック委員会の実施する、以下の事業に必要な経費の一部を補助する。 (1)選手強化事業：ジュニア層からトップレベル選手並びにオリンピック候補選手までの一貫した指導体制のもと、各層に応じた強化合宿を行うとともに、諸外国選手との実戦経験を踏まえた派遣等を行う。 (2)国際交流事業：国際競技大会への選手団の派遣を行う。 補助率：定額					
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度選手強化事業における海外強化合宿参加者数：1,711名 平成21年度選手強化事業における国内強化合宿参加者数：11,721名 平成21年度国際交流事業における国際競技大会派遣者数：1,101名 					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	2,258	2,724	2,714	2,588	2,588
	執行額	2,258	2,724	2,714		
	執行率	100.0%	100.0%	100.0%		
	総事業費(執行ベース)	3,560	4,377	4,492		
自己点検	支出先・ 使途の把 握水準・ 状況	<ul style="list-style-type: none"> 民間スポーツ振興費等補助金(日本体育協会補助及び日本オリンピック委員会補助並びに日本武道館補助)及び政府開発援助民間スポーツ振興費等補助金(日本体育協会補助)交付要綱に基づき、財団法人日本オリンピック委員会から提出のあった交付申請書を審査し、補助金の交付決定を行っている。 財団法人日本オリンピック委員会から提出される実績報告書により、事業内容や経費の執行について確認を行っている。また、経費については、現地調査を行い、証拠書類(収支簿、見積書、納品書、請求書等)により、適切な執行がなされているか検査するとともに、事業の内容、目的との整合性について確認を行っている。 				
	見直しの 余地	<p>オリンピック競技大会における我が国のメダル獲得率の推移をみると、夏季では相対的に低下傾向であったが、2004年(平成16年)のアテネオリンピックにおいて過去最高の37個のメダルを獲得し、我が国の国際競技力の向上を世界に強くアピールできた。</p> <p>一方、冬季では、2006年(平成18年)のトリノオリンピックにおいても金メダル1個の獲得にとどまり、10個のメダルを獲得した1998年(平成10年)の長野オリンピック以降、相対的に低下傾向であったが、2010年(平成22年)のバンクーバーオリンピックにおいて5個のメダルを獲得し、低下傾向に歯止めをかけた。</p> <p>直近の夏季・冬季競技大会(北京+バンクーバー)合計メダル獲得率は2.47%にとどまっており、引き続き、冬季競技大会も含めた国際競技力の向上が必要である。</p>				
予算監 視の・ 効率 化チ ェ ン	<p>1. 事業評価の観点：この事業は、我が国の国際競技力の向上に寄与することを目的に、スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)の規定に基づき、財団法人日本オリンピック委員会の行う事業(選手強化事業及び国際交流事業に必要な経費)に必要な経費の一部を補助する長期継続事業であり、事業の必要性等の観点からも検証を行っている。</p> <p>2. 所見：①我が国の国際競技力の向上を図るために必要な経費である。 ②「事業仕分け第1弾」の指摘を踏まえ、予算を縮減している。 ③国際競技力の向上は、国の責務として行っている施策であり、当該補助金による事業も国の他の事業と一体的に行われていることを踏まえ、引き続き現在の予算規模を維持すべきであるが、事業仕分け第2弾の評価結果に基づく公益法人の事業の横断的見直し及び長期継続事業であることを踏まえて、政策目的の緊急性、政策目的達成手段としての妥当性の観点から、今後の予算の縮減が可能か検討すべきである。</p>					
補 記	<p>【スポーツ振興法】 第20条第3項 国は、スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体であつて当該事業がわが国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。</p>					

文部科学省
2,714百万円

〔財団法人日本オリンピック委員会の実施する選手強化事業及び国際交流事業に必要な経費の一部を補助する。〕



【補助】

A. 財団法人日本オリンピック委員会
2,714百万円

〔選手強化事業及び国際交流事業を実施。〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.財団法人日本オリンピック委員会			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
渡航費	海外合宿渡航費、選手団派遣	724			
諸謝金	専任コーチ謝金、講師謝金等	635			
旅費	選手団旅費、専任コーチ活動旅費等	479			
滞在費	海外合宿滞在費、選手団滞在費等	438			
借損料	会場借上等	146			
雑役務費	強化指定選手メディカルチェック等	240			
その他	会議資料作成、報告書作成、看板作成等	52			
計		2,714	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)